

会議名		第1回旭川市教科書調査委員会会議	
日時	令和5年6月19日(月) 午後5時00分～午後6時30分	会場	上川教育研修センター 2階 講堂
出席	調査委員 教育委員会	佐藤委員長 石田副委員長 他53人 野崎教育長, 品田学校教育部長 (事務局) 山本学務課長, 土橋課長補佐, 加藤学務課主査, 森下学務課担当	計55人 計6人
欠席	調査委員 5人		
会議の公開等	非公開とする。 理由: 公開することにより, 公正又は適正な意思形成に著しい障害が生じるおそれがあり, 公正で円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるため		
議題	1 委員長・副委員長選出 2 会議の公開等の取扱いについて 3 諮問 4 審議 5 小委員会の設置について 6 今後の調査委員会の開催日程について		
議事内容(主な論点)			
<p>1 委員長・副委員長選出 旭川市教科書調査委員会条例第5条では, 委員の互選によると規定されている。 会議において, 委員長には校長を務めている佐藤委員とすることを, 副委員長にはPTA連合会の石田委員とすることを決定した。</p> <p>2 会議の公開等の取扱いについて 旭川市市民参加推進条例第13条では, 附属機関における会議は, これを公開することが原則とされているが, その審議内容が「調査・研究に係る事務に関する情報であって, 公開することにより, その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」については, 附属機関が決議すれば, 非公開とすることもできるとされている。北海道教育委員会からの通知においても, 教科書採択は高い公正性・透明性が確保され, 静ひつな環境の中で適切に行われる必要があるとされていることに加え, 過去の例も踏まえ, 審議中の各委員の自由な発言を保証し, 審議の公正性を保つ上からも教科書採択が終了するまでの間は, 会議の公開については非公開とすることを決定した。 会議の記録等の取扱いについて, 旭川市市民参加推進条例施行規則第10条では, 附属機関の会議を公開しなかった場合, 必要があると認めるときは会議の記録を公表するものとしていることから, 教科書採択が終了した後は, 非公開とする理由がなくなるため, 会議の記録や委員名については公表することとした。 なお, 会議の内容及び発言者名の記載については, 調査審議中の各委員の自由な発言を保証する上でも, 発言者名を記載しない要点記録とすることを決定した。 また, 会議の記録については委員長が確認することを決定した。</p> <p>3 諮問 旭川市教育委員会から旭川市教科書調査委員会に対し, 次のとおり諮問がなされた。 「旭川市教科書調査委員会条例第2条の規定に基づき, 令和4年度に新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書について, 以下の採択方針を踏まえ, 調査研究し, 教育委員会に別紙様式1及び様式2を添えて答申されたく諮問いたします。 教科用図書の採択方針 令和6年度から使用する小学校用教科用図書の採択に当たっては次の方針に基づき, 公平かつ厳正, 慎重に行わなければならない。 1 日本国憲法及び教育基本法を遵守する。</p>			

- 2 学習指導要領の趣旨を踏まえる。
- 3 本市を中心とする地域性並びに児童の実態、生活経験及び興味・関心などに配慮する。」

諮問を受け、調査結果については、諮問書の別紙様式1及び様式2に整理し、旭川市調査委員会委員長から旭川市教育委員会に答申書と別紙様式1及び様式2を提出するとともに、教育委員に対し、概況報告を行うこととした。

なお、調査委員会の会議録、答申書、報告様式1及び様式2については、採択終了後に公表することとした。

4 審議

各委員が資料を持ち帰って読み込み、次回からの教科書調査委員会会議で調査研究の審議を進めることとした。

5 小委員会の設置について

旭川市教科書調査委員会条例第6条及び同規則第6条では、専門的事項を調査研究するため、本調査委員会に教科ごとの小委員会を設置するとされている。

北海道教育委員会の採択基準において国語と書写、社会と地図については、関連性が高いことから、一つの小委員会として構成して差し支えないこととされているため、これらの教科については一つの小委員会として調査していくことを決定した。

6 今後の調査委員会の開催日程について

答申の時期は、8月末迄に教育委員会において採択を行わなければならないため、7月下旬に最終の旭川市教科書調査委員会を開催し調査研究の結果を取りまとめ、旭川市教育委員会に答申することとし、それまでの間に2回の会議を開催し、教科書の調査研究を進めることを決定した。